

## 「米の農産物検査等検討会」について

### 1 趣旨

- (1) 米の検査・表示制度については、平成14年10月、米の表示等についての検討会報告「米の表示・検査制度の見直しの方向」において、不可避免的に生じる意図せざる混入に一定の許容範囲を設定・表示する必要性を指摘。
- (2) 平成16年産米及び17年産米の農産物検査の品種証明について、DNA分析による品種判別調査を実施。この結果、各々98.1%、99.2%は検査証明とDNA分析結果が一致したものの、残りに産地段階での異品種混入が認められたところ。
- (3) 「米の農産物検査等検討会」(以下「検討会」という。)により、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非等を検討。

### 2 検討会の構成

座長 大泉 一貫	宮城大学 事業構想学部 教授
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会 常務理事
神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
長谷部 喜通	日本米穀小売商業組合連合会 理事長
原 勝	全国農業協同組合連合会 米穀部長
佛田 利弘	株式会社ぶった農産 代表取締役
古橋 政弘	全国米穀販売事業協同組合 常務理事
山口 勝朗	財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長
山根 香織	主婦連合会 副会長

### 3 検討経過

- 第1回(10月6日) 米の農産物検査、表示についての意見交換  
 第2回(11月10日) 米の検査等の見直しについての論点整理

### 4 検討会での論議のポイント

- (1) 農産物検査は今後とも農産物検査員の目視が基本。
- (2) 産地段階における異品種混入の実態を踏まえ、米の農産物検査に異品種混入限度を設けるべき。  
 この場合、異品種混入限度は4乃至5%水準が妥当。
- (3) 農産物検査証明がJAS法の米の表示の根拠とされていることから、米の表示について、  
単一銘柄使用の場合、現行は「100%」と表示することとされているが、これを「単一銘柄使用」、「単一原料米」のような表示にすべき  
ブレンド米の原料玄米の使用割合について、現行の「%」表示に換えて、「割」表示、あるいは加工食品と同様に使用割合の多い順の表示にすべき  
 との意見。

### 5 今後のスケジュール

- (1) 今後、米の表示について、食品の表示に関する共同会議、農林物資規格調査会で検討。
- (2) 米の表示見直しに併せて、農産物検査制度を見直し。

# 米の農産物検査等に関する意見

平成18年11月10日  
米の農産物検査等検討会

# 米の農産物検査等検討会について

## 1 趣旨

- (1) 米の検査・表示制度については、平成14年10月、米の表示等についての検討会報告「米の表示・検査制度の見直しの方向」が取りまとめられており、この中で、不可避免的に生じる意図せざる混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示すること等の必要性が指摘されている。
- (2) 農林水産省が、平成16年産米及び17年産米の農産物検査の品種証明についてDNA分析による品種判別調査を実施したところ、各々98.1%、99.2%は品種証明とDNA分析結果が一致したものの、残りは異品種の混入が認められた。
- (3) これらを踏まえ、「米の農産物検査等検討会」においては、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非、これに関連する米の表示等について検討した。

## 2 検討経緯

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 第1回(10月6日)  | 米の農産物検査等についての意見交換     |
| 第2回(11月10日) | 米の農産物検査等の見直しについての論点整理 |

## 3 委員

座長 大泉 一貫	宮城大学 事業構想学部教授
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会 常務理事
神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
長谷部 喜通	日本米穀小売商業組合連合会 理事長
原 勝	全国農業協同組合連合会 米穀部長
佛田 利弘	株式会社ぶった農産 代表取締役
古橋 政弘	全国米穀販売事業協同組合 常務理事
山口 勝朗	財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長
山根 香織	主婦連合会 副会長

## 農産物検査等に関する意見

### ）農産物検査の見直しの方向

#### 1 産地品種銘柄の判定方法

現行の農産物検査員の目視を基本とする産地品種銘柄の判定によって、16年産米で98.1%、17年産米で99.2%のものがDNA分析結果と一致しており、この手法を評価すべきであるとの意見があった。

また、鑑定に要する時間、コスト等を考えると、産地品種銘柄判定は、今後とも農産物検査員の目視が基本となるとの意見で一致した。

#### 2 異品種混入限度の設定

##### (1) 異品種混入限度の設定の是非

異品種混入限度については、

異品種混入は、稲作の生産実態からみて、不可避免的に発生するものであること

意図的でないが不注意や不十分な管理による異品種混入が存在する現状からみて、異品種混入の抑止策として機能すると考えられることから、設定すべきであるとの意見の一致をみた。

また、異品種混入限度を設ける場合であっても、意図的な混入は、限度水準以内のものであっても容認されるものでないことを明示すべきであるとの意見があった。

##### (2) 異品種混入の限度水準

異品種混入限度を設けることとした場合、

ア 稲作生産における不可避免的な異品種混入の程度（4%）

イ 米の検査規格の品位項目における異種穀粒及び異物の混入限度（3等の異種穀粒及び異物で3.3%）

ウ DNA分析の精度（定量分析は25粒法が一般的で、分析結果は4%きざみとなる）

エ 他の意図せざる混入限度

オ 混入水準による食味への影響

カ 意図的な混入を誘発しない水準

等を考慮すべきとの意見があり、これらを踏まえた混入限度水準としては、4乃至5%程度が妥当との意見が多数を占めた。

また、今後とも農産物検査は目視判定が基本となることを踏まえ、

ア 目視で異品種混入が確認されるのは、一定程度以上の混入がある場合であること

イ 農産物検査規格として異品種混入限度を設定しても、目視では%単位での混入率の判定を行うことは困難であること

から、目視判定の基準としては現行どおり「異品種混入が認められないこと」とし、DNA分析を用いたモニタリングや検証による基準として異品種混入限度を設けるべきとの意見があった。

- (3) さらに、異品種混入限度の運用に当たっては、  
軽度の過失による異品種混入限度超過の場合には、生産者に対し過度に厳格な措置とならないよう配慮すべきとの意見  
異品種混入の実態や必要な防止措置についての情報提供により、個々の関係者が防止に責任を持つようにすべきとの意見  
目視判定により銘柄証明された米について、設定水準を超える混入が確認された場合、適切なクレーム処理が図られるよう措置すべきとの意見  
があった。

## ）農産物検査の見直しに関連する意見

### 1 単一銘柄米の表示

(1) 米の農産物検査証明のDNA分析による品種判別調査により、産地段階での異品種混入が確認されていることから、単一銘柄米の使用割合について現行のJAS法に基づく「100%」表示自体、そもそも困難であるとする意見があった。

(2) また、農産物検査において、仮に異品種の混入限度を設定した場合、例えば「単一銘柄使用」、「単一原料米」のような表現にすべきとの意見があった。

さらに、米の表示における異品種混入の問題は、生産段階のみでなく、精米工程でも不可避免的に発生し得ることについて考慮すべきとの意見があった。

### 2 ブレンド米の表示

(1) ブレンド米は、食味の割に価格が安いことが消費者の主な選択理由となっており、管理コストや表示コストがブレンド米普及の阻害要因となることは、好ましくないとの意見があった。

(2) JAS法に基づくブレンド米の表示に関して、

原料玄米の使用割合の %の表示に代えて 割といった表示にすべきとの意見

使用割合は表示せず、加工食品の表示と同様、原料玄米の使用割合の多い順に表示すべきとの意見があった。

### 3 米の表示の真正性を確保するための第三者による認証

(1) 米は、玄米による規格取引が一般的であり、大宗の米が農産物検査を受検していることにかんがみれば、第三者による認証の方法として農産物検査を用いることが合理的とする意見が多数を占めた。

(2) その一方で、米の表示のために農産物検査の産地品種銘柄が多数に達しており、生産者や登録検査機関の負担の増嵩を招いている実態があり、農産物検査と同等の信頼性が確保されるものは、米の表示の根拠として認めるべきではないかとの意見があった。

この場合、

種子証明（都道府県による証明）を受けた種子を用いて生産された米については、種子証明が根拠となるのではないかと

DNA分析については、分析機関による分析が普及するなど広く認識されており、これを根拠とできるのではないかと

との意見があった。

これに対して、

種子証明については、複数品種の作付を行う生産者の異品種混入の事例もあることから、これを表示の根拠とすることは困難であるとする意見があった。

また、DNA分析については、  
ア 分析機関によって精度が異なる恐れがあり、第三者による認証の方法として定めるには更に検討する必要があるとする意見がある一方、  
イ 異品種混入限度水準によっては、これを根拠とすることは可能であるとする意見があった。

# 参 考 资 料

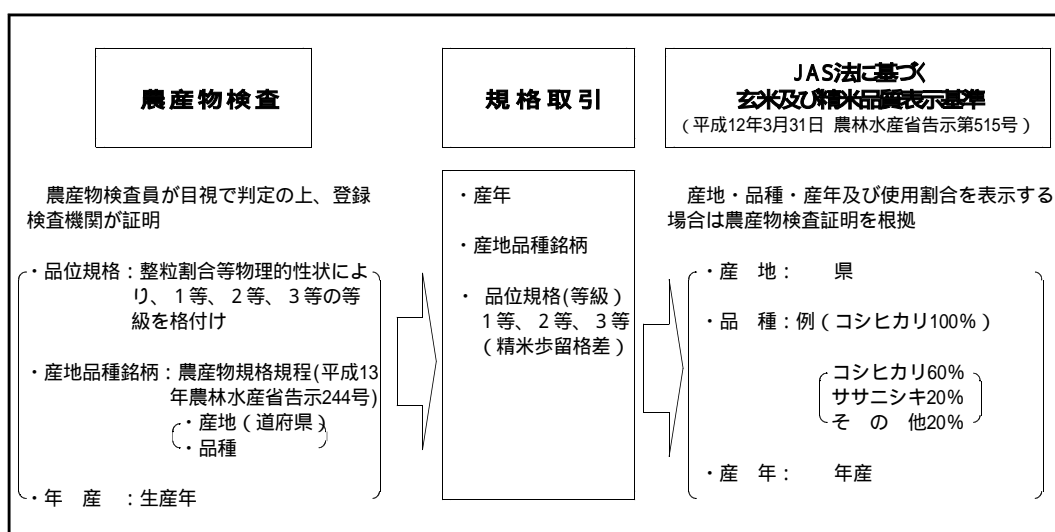
## 農産物検査関係

### 1 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

### 2 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について



### 3 農産物検査の民営化の推移

	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
米の検査数量 (%)	10.6	35.0	73.7	96.3	99.97
登録検査機関数 (機関)	297	561	790	968	1,387
農産物検査員数 (人)	1,211	3,479	6,518	9,597	12,077

#### 4 米販売業者の民営検査の評価

(1) 全国米穀販売事業協同組合アンケート調査  
(平成17年12月)

17年産米の検査証明内容について	
総体的にみて適正	13%
総体的にみて概ね適正であるが、一部に甘いものがある	79%
総体的に甘い	6%
どちらともいえない	2%

(2) (社)日本精米工業会アンケート調査  
(平成17年10月)

17年産米の検査証明内容について	
妥当である	16%
概ね妥当であるが、一部に甘いものがある	64%
全般的に評価が甘い	16%
評価の甘いものが多いが、許容できる範囲である	4%

#### 5 DNAによる品種判別調査結果

(1) 品種判別分析結果

	16年産	17年産
調査点数	16,989点	16,443点
一致	98.1%	99.2%
不一致	1.9%	0.8%

調査対象品種：

16年産 20品種

17年産 10品種

(2) 平成17年産米品種判別分析結果

地域別状況

地域別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
北海道	568	14 (2.5%)
東北	6,341	62 (1.0%)
関東	3,102	20 (0.6%)
北陸	3,059	9 (0.3%)
東海	421	2 (0.5%)
近畿	502	4 (0.8%)
中国四国	1,272	8 (0.6%)
九州沖縄	1,178	12 (1.0%)

品種別状況

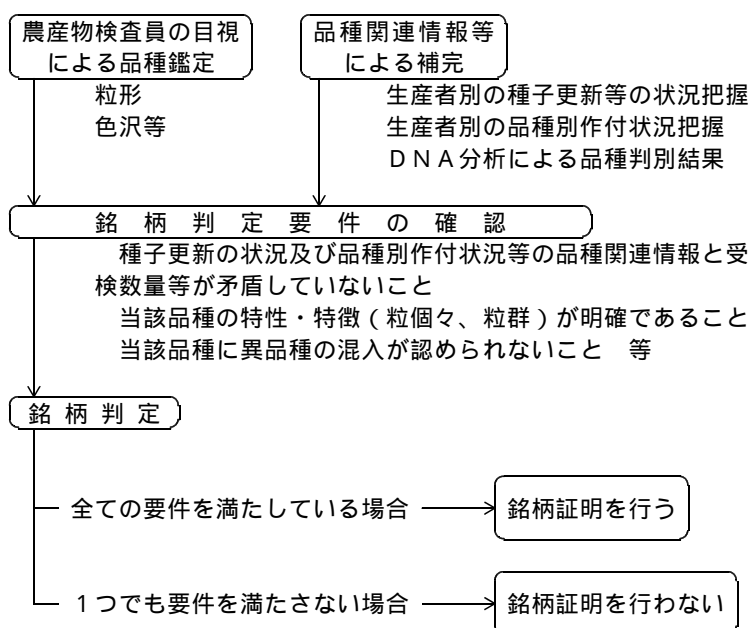
品種別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
コシヒカリ	8,019	29 (0.4%)
あきたこまち	2,445	29 (1.2%)
ひとめぼれ	2,132	29 (1.4%)
ヒノヒカリ	1,462	14 (1.0%)
はえぬき	951	6 (0.6%)
きらら397	568	14 (2.5%)
つがるロマン	550	6 (1.1%)
ササニシキ	141	3 (2.1%)
ハナエチゼン	111	- (-)
夢つくし	64	1 (1.6%)

(3) 異品種の混入程度(16、17年産)

25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数	
	16年産	17年産
1粒 ~ 3粒 (4%~12%)	174点 (52.9%)	59点 (45.0%)
4粒 ~ 6粒 (16%~24%)	54点 (16.4%)	29点 (22.1%)
7粒 ~ 9粒 (28%~36%)	28点 (8.5%)	7点 (5.3%)
10粒 ~ 12粒 (40%~48%)	10点 (3.0%)	6点 (4.6%)
13粒 ~ 15粒 (52%~60%)	8点 (2.4%)	6点 (4.6%)
16粒 ~ 18粒 (64%~72%)	9点 (2.7%)	5点 (3.8%)
19粒 ~ 21粒 (76%~84%)	6点 (1.8%)	3点 (2.3%)
22粒 ~ 24粒 (88%~96%)	13点 (4.0%)	0点 (0.0%)
品種名記入又は品種の取違え(100%)	27点 (8.2%)	16点 (12.2%)
合計	329点 (100%)	131点 (100%)

(注) ( )内は、構成比である。

## 6 米の銘柄検査フロー



## 7 地域・品種別にみた米収穫期例

地域	品種名	収穫適期
北海道 (空知)	ほしのゆめ	9月20日頃
	ななつぼし	9月23日頃
	きらら397	9月25日頃
宮城	ひとめぼれ	9月25日頃
	ササニシキ	9月28日頃

## 8 稲作生産における不可避的な異品種混入の可能性

作業工程	想定される混入機会	最大混入率(%)	混入原因
播種 ~ 育苗 ~ 移植	種子	1	自家採種(道府県別に0~65%、平均17%)においては、栽培中の各種混入要因による混入の可能性はある。
	播種機	0	構造上残粒発生部位は少ない。
	田植機	-	機械的混入の可能性は無い。
生育中	花粉飛散による交雑	1	交雑形質が胚乳に未発現でもDNA鑑定では分離の可能性はある。
	前作漏生種子	不明	収穫時のこぼれ落ち物等が翌年発芽、稔実する可能性がある。
収穫	コンバイン	1	品種切替時の残粒。
	トラック等	0	清掃が容易であり可能性は低い。
乾燥・調製	乾燥機	}	品種切替時の残粒。
	籾摺機・調製機		品種切替時の残粒。
計		4	

## 9 農産物検査における玄米規格の異種穀粒及び異物の許容限度（％）

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）（抄）

	異種穀粒			異物	+
	もみ	麦	もみ及び麦を除いたもの		
1等	0.3	0.1	0.3	0.2	0.9
2等	0.5	0.3	0.5	0.4	1.7
3等	1.0	0.7	1.0	0.6	3.3

（附）

もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1％、2等のものにあつては2％、3等のものにあつては3％を超えて混入してはならない。

（定義）

異種穀粒：その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。

異物：穀粒を除いた他のものをいう。

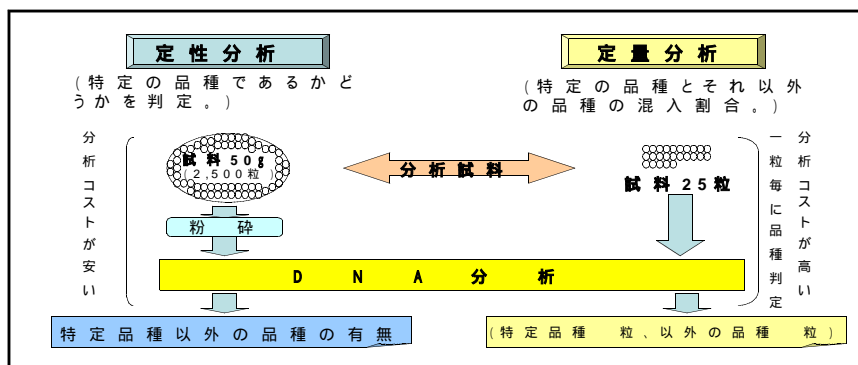
## 10 DNA分析による米の品種判別について

（1）DNA分析による米の品種判別法は、その目的により定性分析と定量分析がある。

定性分析：合成縮分して粉碎した試料を用いて、特定の品種であるかどうかを判定する分析方法

定量分析：合成縮分した粒単位の試料を用いて、特定の品種とそれ以外の品種の混入割合を判定する分析方法

DNA分析による品種判別方法



（2）主要分析機関においては、定量分析法として20粒法、25粒法、48粒法を採用している。分析に供する試料の量（粒）を増やせば統計学的に分析精度は高くなるが、他方、

分析に時間を要すること

費用が嵩むこととなる。

このため、分析機関によれば、費用・時間と分析精度の両立の観点から、25粒法を採用することが一般的となっている。

主要分析機関の定量分析法と分析価格

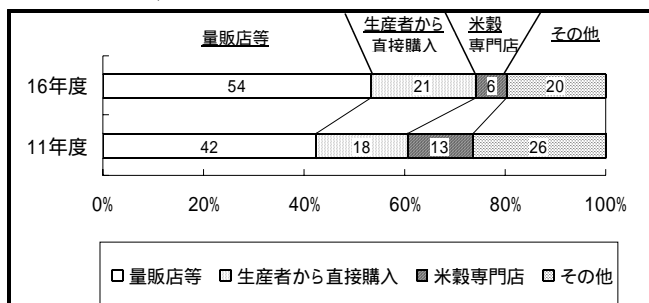
分析検査機関	定量分析の方法	分析料金 （円）	定性分析料金 （円）
A社	25粒法	20,000	20,000
	48粒法	40,000	
B社	20粒法	15,750	12,600
	25粒法	15,750	
	50粒法（25粒×2）	31,500	
C社	25粒法	12,600	10,500
D社	25粒法	15,000	18,000
F社	25粒法	13,000	13,000

1.1 水稲うるち玄米の産地品種銘柄（17年産道府県別検査数量上位5品種）

道府県	銘柄数	検査数量上位5品種							
		検査数量上位3品種				検査数量割合	4	5	検査数量割合
		1	2	3					
北海道	13	きらら397	ほしのゆめ	ななつぼし	84.7	大地の星	あやひめ	86.6	
青森県	7	つがるロマン	ゆめあかり	むつほまれ	95.1	あきたこまち	むつかおり	96.7	
岩手県	9	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	97.1	かけはし	ササニシキ	99.4	
宮城県	19	ひとめぼれ	ササニシキ	コシヒカリ	97.7	まなむすめ	たきたて	98.9	
秋田県	16	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	98.3	はえぬき	ササニシキ	99.4	
山形県	22	はえぬき	ひとめぼれ	コシヒカリ	87.7	あきたこまち	ササニシキ	97.5	
福島県	18	コシヒカリ	ひとめぼれ	あきたこまち	93.8	ふくみらい	チヨニシキ	96.5	
茨城県	10	コシヒカリ	あきたこまち	ゆめひたち	92.8	ひとめぼれ	ミルクークイーン	96.4	
栃木県	10	コシヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	96.5	アキニシキ	月の光	98.4	
群馬県	9	ゴロビカリ	あさひの夢	朝の光	87.1	コシヒカリ	ひとめぼれ	96.1	
埼玉県	10	コシヒカリ	彩のかがやき	キヌヒカリ	68.4	朝の光	あかね空	89.7	
千葉県	10	コシヒカリ	ふさおとめ	あきたこまち	94.8	ひとめぼれ	ミルクークイーン	99.6	
神奈川県	4	キヌヒカリ	祭り晴	さとじまん	96.1	コシヒカリ		97.3	
新潟県	18	コシヒカリ	こしいぶき	ゆきの精	95.6	ひとめぼれ	はえぬき	97.8	
富山県	16	コシヒカリ	てんたかく	ハナエチゼン	98.8	日本晴	夢ごこち	99.4	
石川県	12	コシヒカリ	ゆめみづほ	ハナエチゼン	93.9	能登ひかり	ほほほの穂	98.0	
福井県	12	コシヒカリ	ハナエチゼン	ひとめぼれ	96.9	キヌヒカリ	イクヒカリ	98.7	
山梨県	6	コシヒカリ	ひとめぼれ	あさひの夢	93.5	農林48号	日本晴	97.4	
長野県	9	コシヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	96.2	キヌヒカリ	秋晴	98.0	
岐阜県	16	ハツシモ	コシヒカリ	あさひの夢	77.5	あきたこまち	ひとめぼれ	95.8	
静岡県	11	コシヒカリ	キヌヒカリ	あいちのかおり	81.7	あさひの夢	ヒノヒカリ	93.8	
愛知県	12	あいちのかおり	コシヒカリ	祭り晴	80.8	あさひの夢	大地の風	91.7	
三重県	13	コシヒカリ	キヌヒカリ	あきたこまち	91.3	みえのえみ	みえのゆめ	96.5	
滋賀県	17	コシヒカリ	キヌヒカリ	日本晴	81.6	秋の詩	あきたこまち	92.1	
京都府	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	87.6	ヒノヒカリ	どんとこい	96.7	
大阪府	5	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	96.3	コシヒカリ	ひとめぼれ	97.5	
兵庫県	18	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	89.2	ハナエチゼン	フクヒカリ	91.7	
奈良県	5	ヒノヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	89.3	キヌヒカリ	コシヒカリ	99.1	
和歌山県	10	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	コシヒカリ	82.2	日本晴	ミネアサヒ	93.1	
鳥取県	10	コシヒカリ	ひとめぼれ	日本晴	95.4	おまちかね	ヤマヒカリ	97.3	
島根県	7	コシヒカリ	ハナエチゼン	祭り晴	97.4	ヒノヒカリ	きぬむすめ	99.0	
岡山県	15	ヒノヒカリ	コシヒカリ	アケボノ	62.0	あきたこまち	朝日	88.7	
広島県	13	コシヒカリ	ヒノヒカリ	中生新千本	69.6	あきたこまち	あきろまん	84.9	
山口県	10	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	83.6	晴るる	日本晴	95.0	
徳島県	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	ハナエチゼン	91.1	ヒノヒカリ	あわみのり	97.1	
香川県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	オオセト	89.2	はえぬき	キヌヒカリ	98.6	
愛媛県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	あきたこまち	80.9	愛のゆめ	松山三井	91.3	
高知県	19	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ナツヒカリ	88.4	あきたこまち	黄金錦	94.0	
福岡県	16	ヒノヒカリ	夢つくし	ニシホマレ	82.2	つくしろまん	コシヒカリ	88.8	
佐賀県	12	ヒノヒカリ	夢しずく	コシヒカリ	83.3	たんぼの夢	天使の詩	92.2	
長崎県	7	ヒノヒカリ	コシヒカリ	あさひの夢	91.8	レイホウ	日本晴	93.1	
熊本県	13	ヒノヒカリ	森のくまさん	コシヒカリ	79.1	ユメヒカリ	あきげしき	89.8	
大分県	11	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	コシヒカリ	90.9	ユメヒカリ	おおいた11	92.2	
宮崎県	14	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ユメヒカリ	96.7	さきひかり	かりの舞	97.8	
鹿児島県	8	ヒノヒカリ	コシヒカリ	はなさつま	95.3	かりの舞	ミルクークイーン	98.7	
沖縄県	3	ひとめぼれ	ちゅらひかり	チヨニシキ	99.8			99.8	
<b>全国計</b>	<b>533</b>				<b>91.3</b>			<b>95.6</b>	

# 米の表示関係

## 1 米の購入、入手先

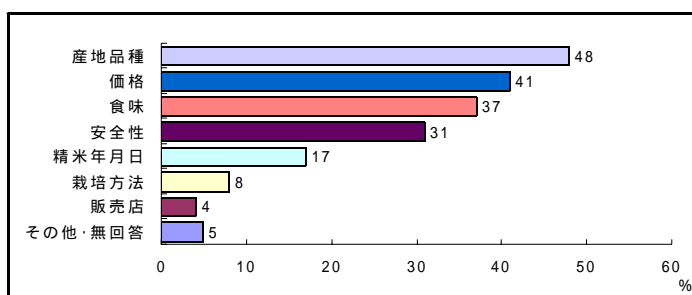


量販店等の内訳 (16年度)

スーパーマーケット	33%
生協	14%
農協	4%
ディスカウントストア	2%
デパート	1%

注：農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜すい

## 2 米購入時における消費者の選択基準



注：農林水産省「平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要」から抜すい

## 3 現行の米の表示例

### 単一銘柄米

(産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いたもの)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	県	ヒカリ	年産	100%
内容量	10kg			
精米年月日	平成18年 月 日			
販売者	米穀株式会社 県 市 町 TEL ( )			

### ブレンド米

(単一銘柄米以外の「複数原料米」等の原料玄米を用いたもの)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 100%			
	県	ヒカリ	年産	60%
	県	コマチ	年産	40%
内容量	10kg			
精米年月日	平成18年 月 日			
販売者	米穀株式会社 県 市 町 TEL ( )			

#### 4 加工食品品質表示基準（抄）

（表示の方法）	
第4条	
（2）原材料名	
使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。	
ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。（以下略）	

#### 5 加工食品の原料表示の例

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、紅麹、カロチノイド）
内 容 量	100g
賞 味 期 限	07.07.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	東京都千代田区××× - 食品株式会社 AK

#### 6 小売段階における米の表示と異なる品種混入の疑義があったもの

	15年産	16年産	17年産
分析点数	598	647	610
表示と異なる品種混入の疑義があったもの	50	60	110
/	8.4%	9.3%	18.0%

注：消費・安全局表示・規格課調べ

#### 7 表示と異なる品種混入の疑義があったものの原因

年 産	16年産	17年産
表示と異なる品種混入の疑義があったもの	60 (9.3%) <100.0%>	110 (18.0%) <100.0%>
販売業者に原因があるもの	46 (7.1%) <77.7%>	79 (12.9%) <71.8%>
混入原因が不明なもの	7 (1.1%) <11.7%>	15 (2.5%) <13.6%>
継続調査中のもの	7 (1.1%) <11.7%>	16 (2.6%) <14.5%>

注：

1 消費・安全局表示・規格課調べ

2 ( ) は、分析点数に対する異品種混入点数の比率

3 < > は、表示と異なる異品種混入の疑義があったものの原因別構成比率

(参考1) 平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成17年7月8日

農 林 水 産 省

平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、平成16年産うるち米の検査数量445万トンのうち428万トン(96.2%)が民間の登録検査機関により実施されている。

この農産物検査の品種鑑定については、現在農産物検査員が玄米を目視することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集のために、今回DNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が16年産米の産地品種銘柄の銘柄証明を行った受検品のうち、16,989点の産地品種銘柄の証明について、DNA分析による品種判別を行った。

- (1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と今回のDNA分析が完全に一致したものは、16,660点(98.1%)であった。
- (2) 329点(1.9%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部  
消費流通課 農産物検査班  
電話：03-3502-8111(内線5790,5791)  
直通：03-3501-3790  
担当：江渡、庄司

## 調査結果

### 1 対象品種

作付面積（15年産）上位20品種

〔 コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、  
キヌヒカリ、はえぬき、ほしのゆめ、つがるロマン、ササニシキ、  
ゆめあかり、日本晴、ハナエチゼン、夢つくし、あいちのかおり、  
むつほまれ、あさひの夢、ななつぼし、ハツシモ及びふさおとめ 〕

### 2 概 要

- (1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,989点中16,660点(98.1%)であった。(表1)

表1 DNA分析による品種判別調査結果

異品種の混入が認められなかったもの	16,660点 (98.1%)
異品種の混入等が認められたもの	329点 (1.9%)
合 計	16,989点 (100.0%)

(注) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

- (2) DNA分析により異品種の混入等が認められた329点(1.9%)について、その混入等の状況は以下のとおり。(表2)

表2 異品種の混入程度等

異品種混入12%以下(25粒中3粒以下)	174点 (52.9%)	<1.0%>
異品種混入24%以下(25粒中6粒以下)	54点 (16.4%)	<0.3%>
異品種混入36%以下(25粒中9粒以下)	28点 (8.5%)	<0.2%>
異品種混入48%以下(25粒中12粒以下)	10点 (3.0%)	<0.1%>
異品種混入60%以下(25粒中15粒以下)	8点 (2.4%)	<0.0%>
異品種混入72%以下(25粒中18粒以下)	9点 (2.7%)	<0.1%>
異品種混入84%以下(25粒中21粒以下)	6点 (1.8%)	<0.0%>
異品種混入84%を超えるもの	13点 (4.0%)	<0.1%>
品種名誤記入又は品種の取違いによるもの	27点 (8.2%)	<0.2%>
合 計	329点 (100.0%)	<1.9%>

- (3) なお、17年産米についても、同様の品種判別調査を行うこととしている。

(参考2) 平成17年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成18年7月21日  
農 林 水 産 省

平成17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査(年産、等級、産地品種銘柄)は、米の規格取引の根拠、JAS法に基づく米の品質表示基準の根拠となっている。

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、移行期間の最終年度となる平成17年産うるち米の検査については、494万トン((全検査数量の99.97%(平成18年6月末日現在))が民間の登録検査機関により実施されている。

農産物検査における産地品種銘柄の証明については、一定の検査技術を有する民間の農産物検査員が、品種関連情報をもとに玄米を目視鑑定することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集を目的として昨年に引き続きDNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が17年産米の産地品種銘柄の証明を行った受検品のうち、16,443点について、DNA分析による品種判別を行った。

- (1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,312点で調査点数に占める割合は、99.2%であった。
- (2) 131点(0.8%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部  
消費流通課 農産物検査班  
担 当：江渡、荻島、阿部  
電 話：03-3502-8111(内線5827,5790,5791)  
直 通：03-3501-3790(夜間直通)  
当資料のホームページ掲載先URL  
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

## 調査結果

### 1 対象品種

前年（平成16年）産作付面積上位品種のうち、価格形成センターでの取引価格が平均を超える8品種に加え、全国調査の観点から北海道産きらら397、青森県産つがるロマンを含めた10品種とした。

（ コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、  
はえぬき、つがるロマン、ササニシキ、ハナエチゼン及び夢つくし ）

### 2 概要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,443点中16,312点(99.2%)であった。(表1)

表1 DNA分析による品種判別調査結果

	平成17年産	(参考)平成16年産
異品種の混入が認められなかったもの	16,312点(99.2%)	16,660点(98.1%)
異品種の混入等が認められたもの	131点(0.8%)	329点(1.9%)
合計	16,443点(100.0%)	16,989点(100.0%)

(注1) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目標すること等により実施している。

(注2) なお、平成16年産調査は、調査対象前年産(平成15年産)の作付面積上位20品種を対象としており、単純な比較はできない。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた131点(0.8%)については、登録検査機関を指導し、銘柄証明を是正した。

この異品種粒の混入程度は以下のとおりである。(表2)

表2 異品種の混入程度

25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数
1粒 ~ 3粒 (4% ~ 12%)	59点 (0.4%)
4粒 ~ 6粒 (16% ~ 24%)	29点 (0.2%)
7粒 ~ 9粒 (28% ~ 36%)	7点 (0.0%)
10粒 ~ 12粒 (40% ~ 48%)	6点 (0.0%)
13粒 ~ 15粒 (52% ~ 60%)	6点 (0.0%)
16粒 ~ 18粒 (64% ~ 72%)	5点 (0.0%)
19粒 ~ 21粒 (76% ~ 84%)	3点 (0.0%)
22粒 ~ 24粒 (88% ~ 96%)	0点 (-%)
品種名誤記入又は品種の取違え(100%)	16点 (0.1%)
合計	131点 (0.8%)

(3) 地域別及び品種別の状況

平成17年産米の各地域別、品種別調査点数及びDNA分析による異品種の混入等の状況は、以下のとおりである。(表3-1、表3-2)

表3-1 地域別の状況

地域別及び主な品種別		調査点数	異品種の混入等が認められたもの
北海道	きらら397	568点	14点 (2.5%)
	つがるロマン	568点	14点 (2.5%)
東北	はえぬき	6,341点	62点 (1.0%)
	あきたこまち	550点	6点 (1.1%)
	ササニシキ	930点	6点 (0.6%)
	ひとめぼれ	1,956点	18点 (0.9%)
	コシヒカリ	141点	3点 (2.1%)
関東	あきたこまち	1,804点	22点 (1.2%)
	ひとめぼれ	960点	7点 (0.7%)
	コシヒカリ	3,102点	20点 (0.6%)
北陸	あきたこまち	344点	6点 (1.7%)
	ひとめぼれ	131点	2点 (1.5%)
	コシヒカリ	2,621点	11点 (0.4%)
東海	ハナエチゼン	3,059点	9点 (0.3%)
	コシヒカリ	109点	0点 (-%)
近畿	コシヒカリ	2,895点	6点 (0.2%)
	コシヒカリ	421点	2点 (0.5%)
中国四国	コシヒカリ	372点	0点 (-%)
	ヒノヒカリ	502点	4点 (0.8%)
	コシヒカリ	109点	1点 (0.9%)
九州及び沖縄	コシヒカリ	380点	3点 (0.8%)
	あきたこまち	1,272点	8点 (0.6%)
	ひとめぼれ	104点	3点 (2.9%)
	ヒノヒカリ	103点	2点 (1.9%)
九州及び沖縄	ヒノヒカリ	325点	2点 (0.6%)
	夢つくし	729点	1点 (0.1%)
	コシヒカリ	1,178点	12点 (1.0%)
九州及び沖縄	ヒノヒカリ	1,021点	10点 (1.0%)
	夢つくし	64点	1点 (1.6%)
九州及び沖縄	コシヒカリ	62点	1点 (1.6%)

(注1) ( )内の数値は、調査点数に対する異品種混入点数の比率とする。

(注2) 地域別には、品種別に掲示した以外の品種が含まれている。

表3-2 品種別の状況

	生産地域	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
コシヒカリ	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州	8,019点	29点 (0.4%)
あきたこまち	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国	2,445点	29点 (1.2%)
ひとめぼれ	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州・沖縄	2,132点	29点 (1.4%)
ヒノヒカリ	関東、東海、近畿、中国四国、九州	1,462点	14点 (1.0%)
はえぬき	東北、北陸、中国四国、九州	951点	6点 (0.6%)
きらら397	北海道	568点	14点 (2.5%)
つがるロマン	東北	550点	6点 (1.1%)
ササニシキ	東北	141点	3点 (2.1%)
ハナエチゼン	北陸、近畿	111点	0点 (-%)
夢つくし	九州	64点	1点 (1.6%)
合計		16,443点	131点 (0.8%)

(参考3) 主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)(抄)

第4条第2項 指定種子生産者は、～中略～ 指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

第5条 都道府県は、～中略～ 基準に適合すると認めるときは、～中略～ 生産物審査証明書を交付しなければならない。

(参考4) 玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号)(抄)

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年(生産年をいう。以下同じ。)が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあつては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(ア) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(イ) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 %」と、輸入品にあつては原産国ごとに「産 %」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「」には国名、「」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。)

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 %」又は「産 %」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 %」又は「産 %」の表示の次に括弧を付して「未検査米 %」と記載することができる。